平成２４年（フ）第１３０３４号
埼玉県さいたま市西区宮前町633―２―203
破産者　朝川　泰裕
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２３０号
福岡県大牟田市四箇新町１丁目５番地
破産者　ＹＯＣＡＳＯＬ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０８号
静岡市葵区東草深町20番14号
破産者　株式会社メイ
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５３号
名古屋市守山区大牧町８番３号　グローリアス守山大牧町603号
破産者　株式会社アールホーム
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９２号
大津市松陽４丁目３番５号
破産者　奥田　　聡
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７３号
大津市今堅田３丁目12番45―1208号
破産者　有限会社ビューテック
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７７号
大分市大津町１丁目20番37号
破産者　有限会社光伸堂
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９０号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目13番27号
破産者　医療法人瀬戸内会
1　決定年月日　平成25年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０号
石川県輪島市門前町是清28の３番地１
破産者　亡寺岡實相続財産
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１９７号
静岡県富士宮市外神４番地の３
破産者　合同会社ユウダイ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１２７号
静岡県浜松市浜北区尾野342番地
破産者　有限会社原田材木店
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
香川県高松市木太町3815番地
破産者　フェイス有限会社
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止決定の取消決定確定及び任務終了計算報告集会の期日

平成２５年（フ）第１７２７号
東京都渋谷区上原３丁目45番９号
破産者　有限会社カヅキ
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成25年６月10日
3　任務終了計算報告集会の期日　平成25年８月21日午後１時15分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１１６号
富山県南砺市二日町2313番地
破産者　株式会社翔
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２７３号
三重県三重郡菰野町大字菰野1925番地　エストマーレＤ棟202、開始決定時の住所三重県四日市市桜台本町113番地　コージィーコート101号
破産者　杉中　　智
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
三重県四日市市広永町1085番地１　コーポ広永205、前住所三重県四日市市川北２丁目９番10号
破産者　橋本　寅男
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
三重県四日市市あさけが丘３丁目１番地53
破産者　笠川　敏郎
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３０１号
大阪府岸和田市岡山町341番地
破産者　大谷建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２７号
大阪市西区阿波座１丁目10番18号
破産者　株式会社マルテン天満屋
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１１号
大阪府門真市四宮４丁目５番25号
破産者　株式会社近畿鉄工
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部